

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開(別紙様式1)

番号	公共工事の名称、場所、 期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格 (税込・円)	契約金額 (税込・円)	落札率 (%)	公益法人の場合			備 考
										公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募者 数	
				該当なし									

※公益法人の区分については、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特殊財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開(別紙様式2)

番号	公共工事の名称、場所、 期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した 日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした 会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格 (税込・円)	契約金額 (税込・円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数 (人)	公益法人の場合			備 考
											公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応募 者数	
					該当なし									

※公益法人の区分については、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特殊財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開(別紙様式3)

番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する部 局の名称及び所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実 施)	予定価格 (税込・円)	契約金額 (税込・円)	落札率 (%)	公益法人の場合			備 考
										公益法人 の区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・ 応募者 数	
1	令和7年度 福井労働局管下4労働基 準監督署及び5公共職業安定所等に 係る自動車賃貸借業務	支出負担行為担当官 福井労働局総務部長 小林 央 福井市春山1-1-54	R7.5.1	株式会社トヨタレンタリース 福井 福井県福井市志比口1丁 目8番23号	2210001002179	一般競争入札(最 低価格落札方式)	¥3,535,136	¥2,555,520	72.3%				

※公益法人の区分については、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特殊財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開(別紙様式4)

番号	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び 理由(企画競争又は公募)	予定価格 (税込・円)	契約金額 (税込・円)	落札率 (%)	再就職 の役員 の数 (人)	公益法人の場合			備 考
											公益法 人の区 分	国認定、都 道府県認 定の区分	応札・応 募者数	
				該当なし										

※公益法人の区分については、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特殊財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。